

# 新宿区消防団運営委員会答申

## 「特別区消防団を更に充実強化するための 入団促進方策及び活動力強化方策について」

資料 1 - 2

### 第1 はじめに

消防団は、平常時はもとより、大震災等の大規模災害発生時において、地域防災の要として、減災に向けての重要な役割を果たすことが大いに期待されている。

また、東日本大震災を契機として、平成25年12月13日には、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「充実強化法」という。）が公布、施行され、地元消防団に対する理解と期待は更に高まっており、震災等による被害を軽減するため、消防団への入団促進と活動力強化が求められている。

前回の諮問事項「消防団員の即時対応力向上のための情報伝達体制及び教育訓練はいかにあるべきか」の答申内容をより確実に推進し、具現化していくことが重要であり、現行の入団促進と活動力強化に係る諸問題を解決し、震災等への即時対応力をより高めていくための方策について検討し、今後の消防団運営に反映させ、地域防災力の向上を図るものである。

### 第2 新宿区消防団員の現況

#### 1 新宿区消防団員の構成状況

平成27年4月1日現在

所 属	定員	現 在 員		充足率 (%)	平均年齢 (歳)	年 齢 別 構 成			
		全体	女性			~19	20~59	60~69	70~
四 谷	100	99	21	99.0	49.1	2	73	24	0
牛 込	150	134	30	89.3	48.5	2	100	32	0
新 宿	300	289	56	96.3	47.0	3	233	46	7
新宿区	550	522	107	94.8	48.2	7	406	102	7
特別区	16,000	13,996	2,401	87.5	49.6	127	10,283	3,120	466

#### 2 職業別（昼夜間の活動）と充足率の推移

自営業	122名	23.4%
会社員（管内に居住）	200名	38.3%
会社員（管内に勤務）	101名	19.3%
国家公務員	3名	0.5%
地方公務員（議員除く）	1名	0.2%
大学生	11名	2.1%
その他の学生	5名	0.9%
専業主婦	33名	6.3%
その他	46名	8.8%

年度	団員数	充足率(%)
22年度	530名	96.4%
23年度	538名	97.8%
24年度	530名	96.4%
25年度	519名	94.4%
26年度	522名	94.8%

※新宿区消防団員の充足率は、特別区の中では平均値を上まわっている。

※ 昼間（緑+青）49.3%、夜間（緑+赤）73.8%の活動が期待できる消防団員である。

(緑は一日中(29.7%)、青は昼間のみ(19.6%)、赤は夜間のみ(50.4%)の活動)

### 3 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの退団者

年齢構成	在団年数		
	10代	1名	1年未満
20代	7名	1年～5年未満	17名
30代	13名	5年～10年未満	11名
40代	9名	10年～20年未満	5名
50代	3名	20年～30年未満	1名
60代	6名	30年～40年未満	3名
70代	2名	40年～50年未満	1名

総退団者数 41名

#### 退団理由

区域外転勤	1名	家庭諸事情	26名
区域外転居	1名	死亡	1名
定年	2名	体調不良	1名
職場諸事情	5名	その他	4名

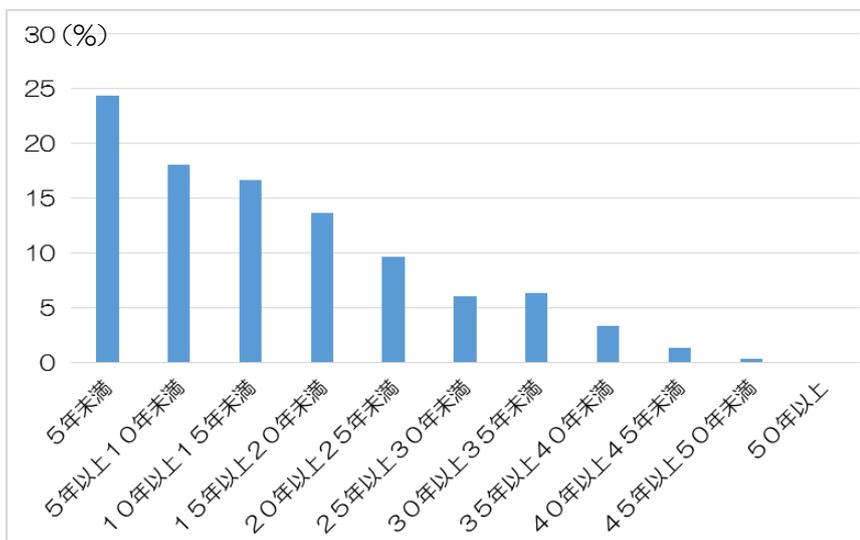
退団者のうち、30代未満が約5割を占め、在団年数では75%が10年未満で退団しており、退団理由は、家庭諸事情が63%であった。

### 4 入団促進にかかわる諸問題

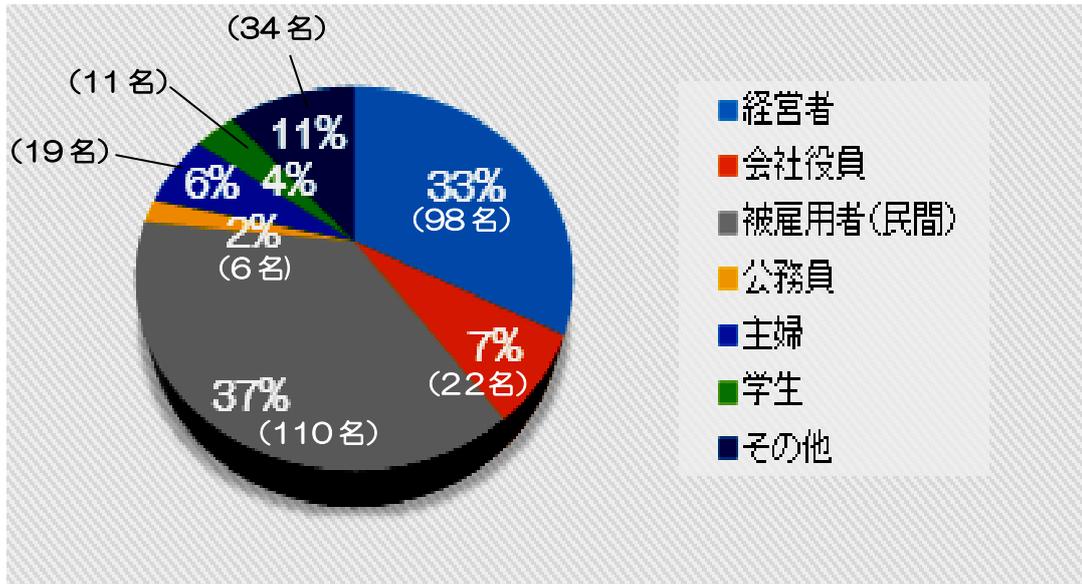
昨年度実施された、特別区消防団の新入団員へのアンケートで、入団のきっかけは、6割が団員または、知人・家族から勧められての入団であること、また、消防に関する世論調査の回答から、消防団に入団したくない理由の5割が「活動する時間がないから」と答えている。

そこで、新宿区消防団員へ入団促進と活動力強化に関するアンケート調査を実施した。

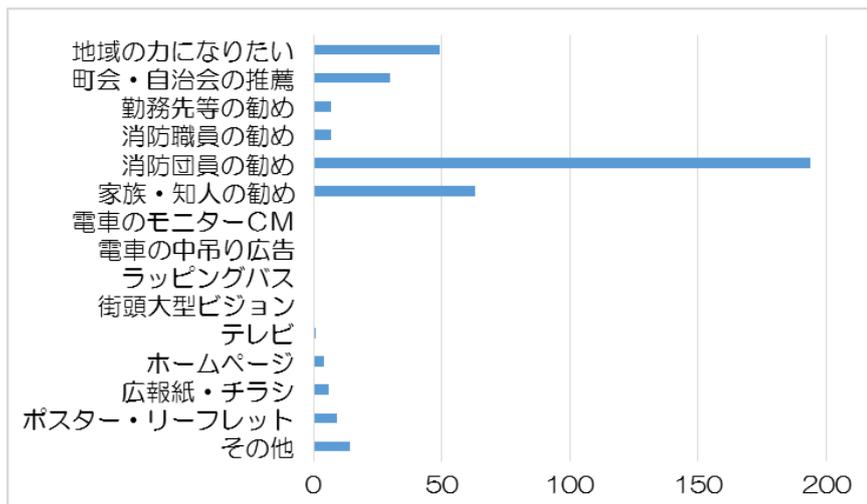
#### 問1 あなたの消防団歴は。



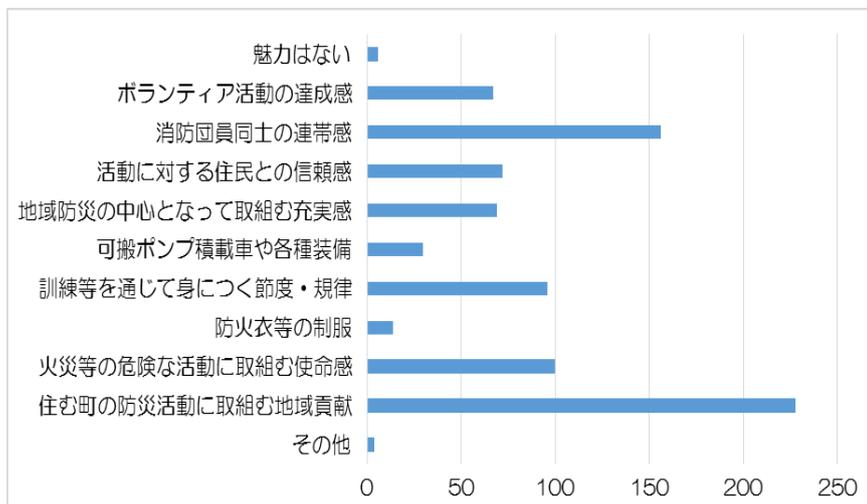
問2 あなたは、どの就業形態に属しますか。



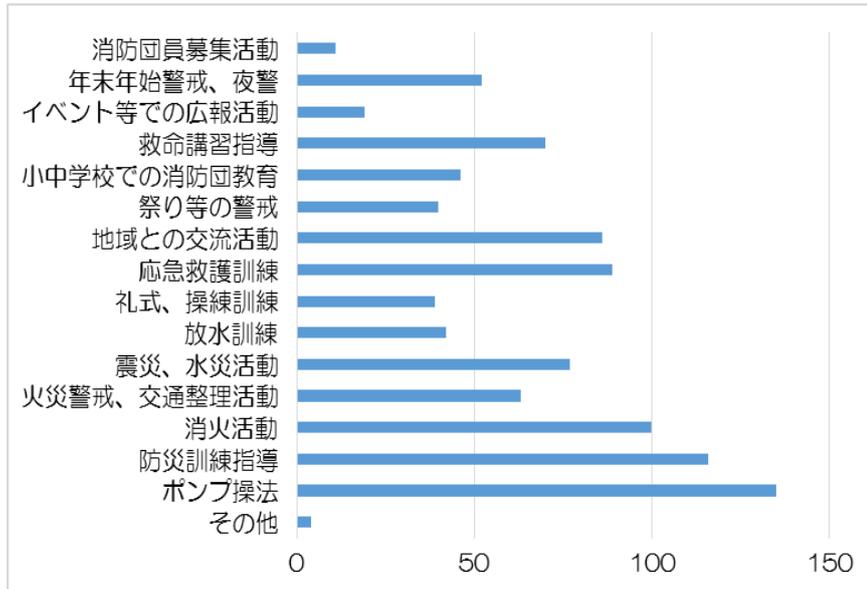
問3 入団した主なきっかけは次のどれにあてはまりますか。



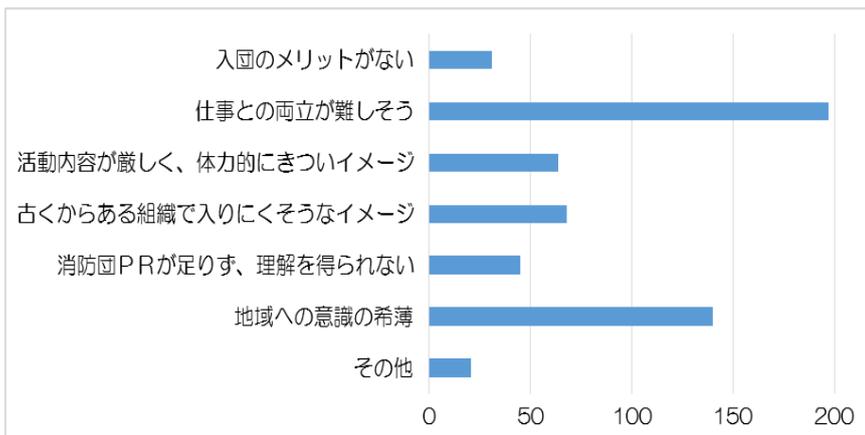
問4 消防団活動に魅力を感じていますか。(複数回答可)



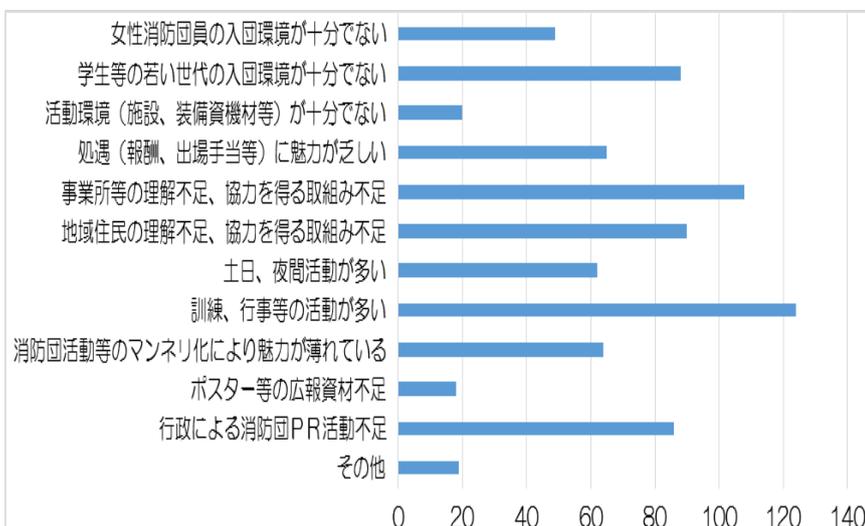
問5 消防団活動でやりがいを感じていることは何ですか。(複数回答可)



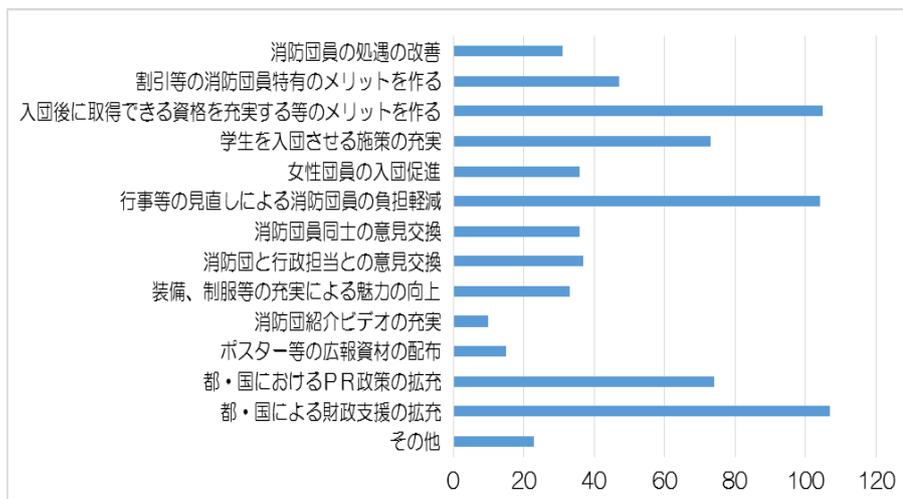
問6 全国的に消防団員数の減少が進んでいますが、その理由にはどのようなものがあると思いますか。(複数回答可)



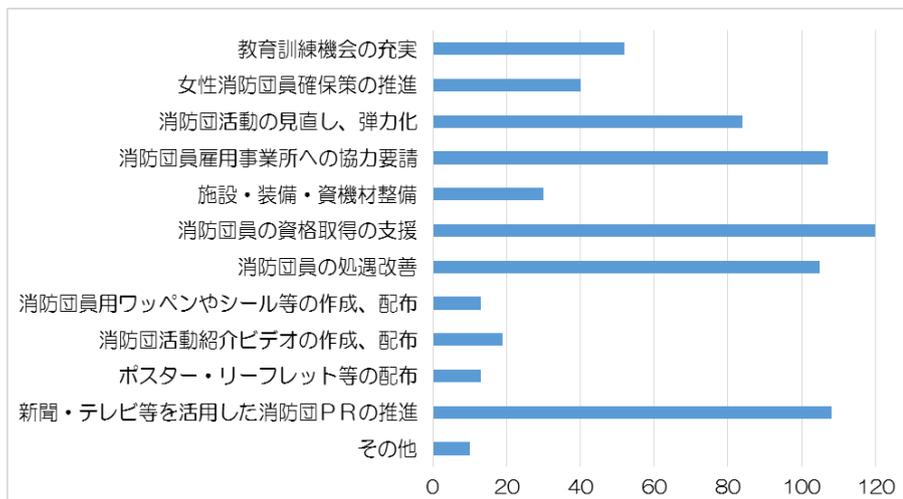
問7 団員数確保のための課題・問題点はどこにあると思いますか。(複数回答可)



問8 前設問で回答した課題・問題点を改善できると思う、最も効果的と思われる取組みを3つ以内で挙げてください。(複数回答可)



問9 団員確保のために行政側に望む施策は何ですか。(複数回答可)



調査の結果、問3で、現役の消防団員が入団を決めたきっかけは、消防団員の勧めによるものが圧倒的であり、問4で、住む町の防災活動に取り組む地域貢献や消防団員同士の連帯感といった魅力をほとんどの団員が感じている。

問5で、やりがいを感じている活動としては、ポンプ操法、防災訓練指導、消火活動、応急救護訓練、地域との交流活動、救命講習指導があげられている。

問6で、消防団員の減少の理由は、仕事との両立が難しい、地域への意識の希薄が大多数を占めている。

問7で、入団促進を妨げている理由は、①訓練・行事等の活動が多い、②事業所等の理解不足、③地域住民の理解不足、④学生等若い世代の入団環境が不十分の4つの意見が大半を占め、土日・夜間の活動が多い、処遇(報酬・出勤手当等)に魅力が乏しいなどの意見が次いでいる。

これらの諸問題を解決するための意見として、問8で、①都・国による財政支援の拡張②入団後に取得できる資格を充実する等のメリット③行事等の見直

しによる消防団員の負担軽減が多くを占めており、都・国によるPRの拡充、学生を入団させる施策の充実が欠けている。

問9で、団員確保のために行政側に望む施策については、①消防団員の資格取得の支援②新聞・テレビ等を活用した消防団PRの推進③消防団員雇用事業所協力要請④消防団員の処遇改善が多数を占め、消防団活動の見直し・弾力化が欠けている

### 第3 入団促進方策

これらの現役消防団員の意見を充実強化法に照らして、検討した。

#### 1 事業所団員の入団促進方策（充実強化法第11条）

- (1) あらゆる機会をとらえ、各事業所から一定数の団員を確保できるよう協力を呼びかける。また、事業所団員による自社の同年代へのマルチレベル的な入団促進を積極的に図っていく。
- (2) 東京都との連携により、協力事業所への優遇措置等（入札参加資格に係る優遇措置等の特例措置や事業税の減免措置など）の新規事業を立ち上げ、HPや広報東京・区報等で積極的に広報していく。
- (3) 消防団協力事業所表示証を交付している、管内の当該事業所について、署のHP・メールマガジン及び新宿区報等を活用して、地域における社会貢献を広く広報していく。

#### 2 継続的に学生団員を確保する方策（充実強化法第12条）

##### (1) 大学での説明会の実施

新宿消防署管内の富士大学での募集活動により女性団員1名が入団した事例及び工学院大学のゼミの学生に対する、消防団活動紹介により入団検討中の事例等、大学での説明会を積極的に推進していく。

##### (2) 大学生を対象としたポスターの製作

学食や売店等、学生の集まる場所に奨励制度の紹介やインパクトのあるポスターを掲示し、消防団活動を理解してもらう。

##### (3) 一定人員を確保できる体制づくり

ゼミやサークルの学生を1年生から確保することにより、四年後には各学年の団員の確保につながり、日中における地域防災力の向上が図られる。

#### 3 その他の入団促進方策

##### (1) 有効な募集広報

ア あらゆる媒体を活用した、継続的な広報の推進（トレインチャンネル・中吊り広告・広告バナー・CATV・YouTubeへの活動投稿）

イ 都と連携した広域的な広報推進や国へのCM等、広報の要望（団員が主人公の朝の連ドラ放映等）

##### (2) 募集活動方策

ア 勤務地団員を支援するための職場への理解促進として、事業主への消防団三大行事（団始式・消防操法大会・消防団点検）への案内。

イ 更なる町会・自治会との連携強化による、防火防災指導や各種町会行事並

びにPTA活動等を通じて消防団への理解を深めるとともに、信頼関係を築き、地域に根付く若年層団員の確保につなげていく。

- (3) 個別募集に重点を置いた、団員の負担軽減  
一斉街頭募集から、負担が少ない地域事業所への入団促進活動及び個別募集による入団促進活動に主眼をおく。
  - (4) 総合防災教育を活用した入団促進  
ア 学校における総合防災教育の機会を捉えて、PTAや役員及び保護者向けの消防団員募集チラシの配布を行い、消防団への理解を深めてもらう。  
イ 「はたらく消防の写生会」などに地元の消防団員が顔を出し、親しみやすい街の身近な消防団として子供たちに印象づけ、幼小の頃から防火防災に対する意識を高め、将来の入団に繋げていく。
  - (5) 消防少年団への積極的指導による消防団への理解促進  
ア 卒団後（18歳）と同時に消防団への入団促進を図っていく。  
イ 消防団始式・操法大会等の主要行事の見学等を通じ、少年団時代から地域の防災に関心を持ってもらう。  
ウ 消防少年団と消防団の連携活動を増加させ、共に活動する機会を設けることにより消防団への理解を深めるなど、消防少年団から消防団への入団路を整えていく。
  - (6) 日本国籍を有する外国人への対応  
外国人が多く居住する、新宿区の地域特性から、日本国籍を有し地域愛護の精神を持ち合せる消防団員の入団についても今後考慮していく。
  - (7) 入団促進会議の開催  
ア 各消防団において、入団促進担当（副団長が妥当）及び各分団から入団促進委員（以下「促進委員」という。）を選出し、入団促進活動のリーダーとして位置付ける。  
イ 入団促進担当は、毎月1回以上促進委員を招集し、入団促進会議を開催するとともに、各分団の促進活動を取りまとめ、団長に報告する。  
ウ 各団員単位の促進活動を継続していくことが、充足率の向上に繋がることから、促進委員は自己分団員の小さな奏功事例も取り残さず、会議で発表し、全団員で情報を共有し、それぞれの促進活動に生かしていく。
- 4 退団防止対策と支援体制  
各団の幹部は、退団者を一人でも減らすことが活動能力の向上と充足率の維持に繋がることを再認識し、促進委員を各分団の相談員を兼ねる存在として認識させ、退団に関して悩んでいる若年層団員等の良き相談役となるよう指導していく。

## 第4 活動力強化方策

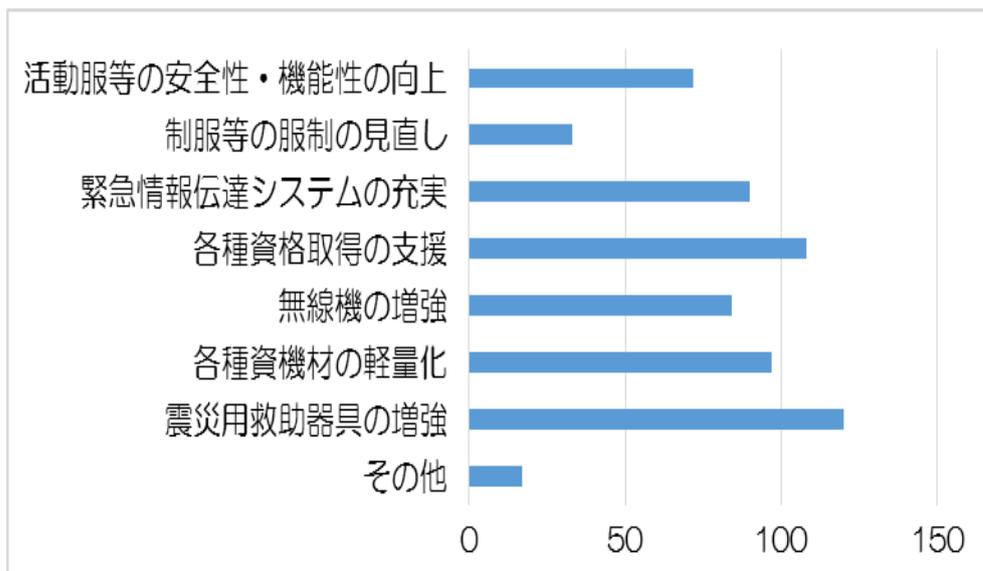
### 1 活動力強化にかかわる諸問題

新宿区消防団員へのアンケート結果から

問10 装備・資機材の面で消防団の活動力を強化するために、どのようなことが必要であると思いますか。

調査結果から、①震災用救助器具の増強②各種資格取得の支援③各種資機材の

軽量化④緊急情報伝達システムの充実⑤無線機の増強等が上位を占めている。



前段の調査及びこれらの意見を、充実強化法に照らして、検討した。

## 2 施設及び装備の改善や整備（強化法第14条・16条）

### (1) 長期待機を前提とした分団施設の充実

震災時等は、長時間の活動を強いられることから、交代で十分な休憩がとれる施設の充実を図る。

### (2) 災害等の情報収集用として、分団本部にテレビの配置。

### (3) 服制の改善

服制の改善については、今までにも改善されてきているが、最前線で活動する多くの団員の意見を取り入れた、魅力ある安全性・機能性の高い服制を考慮する。

### (4) 教育訓練環境の向上

ア 訓練場所の確保に苦慮していることから、新宿区や関係部局と連携した教育訓練場所の確保

イ 一定の能力・資質を備えることができる、訓練内容を標準化する基準の策定

ウ 訓練施設の整備とITを活用した教育訓練に係るシステムの整備

### (5) 資格制度の創設

消防団活動に従事するため、必要な資格として三級陸上特殊無線技士・二級小型船舶操縦士等の支援があるが、その他団員として取得可能な資格の範囲拡大と取得機会を増加させる。

### (6) 震災用救助器具の増強

阪神・淡路大震災級の直下型の大地震が首都東京を襲った場合、現有の装備資機材では到底不足することは明らかである。

①震災時に、分団本部照明用としてバルーン照明1基、現場用に1基増強が必要、②携帯型油圧救助器具及び削岩機を各分団に1期増強整備、③救助資機材ユニットを各分団に1基配置整備等を加速させる。

### (7) 各種資機材の軽量化

震災時の長時間活動を前提とした、ガンタイプノズルの配置をはじめとする更なる各種資機材の軽量化を図っていく。

### 3 震災時により安全に活動できる装備資機材の整備

危険個所や危険要因の情報を共有することがより安全に活動することの大前提であることから、消防団専用無線機（MCA無線機）の増強整備と団員用汎用無線機の整備を加速させる。

### 4 自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割（強化法第17条）

#### (1) 防災に関する指導者の養成

大規模災害発生時における自主防災組織と消防団の連携による、初期消火や要支援者の避難誘導等が期待されている中、これらの活動を充実強化するためには、団員の中からスタンドパイプの活用訓練や日頃の防災講話等で活躍できる、防災に関する指導者を養成していく。

#### (2) 自主防災組織との連携

前、(1)で養成された指導者団員を中心とする消防団員が、日頃の教育訓練はもとより、機会あるごとに自主防災組織との連携を強化し、大震災時において消防機関による活動が実施されるまでの間、消防団員がリーダーとなって積極的な活動を実施する。

### 5 消防団員の処遇改善方策（強化法第13条）

#### (1) 福利厚生

消防団員優遇店、コミュニティバス等の割引化をはじめとする、消防団員独自の優遇措置の実施。

#### (2) 報酬及び費用弁償の更なる増額

#### (3) 団員の意見を施策に反映できる体制の構築

消防組織法第17条で定められた、消防職員委員会に準ずる消防団員委員会（仮称）を設置することにより、広く団員の意見を吸い上げ施策に反映していく。

### 6 その他

生業の傍らで効果的な教育訓練の推進を図っていく上で、団員の負担を軽減させる具体的方策についての検討

(1) 職業の種類により、参加できる曜日や時間が様々であることから、訓練に出席できなかった団員を対象とした補習実施日時を設定し、別を実施する。

事業所団員が訓練に参加できる環境づくりとして、各分団の垣根を越えた訓練制度として、各分団で参加可能な少人数の事業所団員を消防署へ集めて訓練を実施する等、仕事のスケジュールの合間訓練を実施することでスキルアップを図っていく。

(2) 消防署主催での一括教育訓練ではなく、団本部、分団本部、自宅で実施できる訓練シミュレーションを導入する。（全団員に配布したDVDの活用）

(3) 各団員の災害活動経験、在団年数、年代層毎に到達目標を設定し、段階的に細分した訓練を実施し、効果・効率的な技術習得が行えるように実施する。

(4) 教育訓練を階級別、新入団員、女性団員のジャンル分けにし、多様な曜日や時間帯に設定し少人数、短時間で実施する単位取得型の導入を図り、団員

の空き時間を有効活用できる教育訓練ができるように計画する。

- (5) 専門分野の能力・各種資格を活かした教育訓練体制の構築として、有資格者を教養者とする分団教育や複数分団合同教育の実施を計画する。
- (6) 知識の習得のため、Eカレッジの活用や消防団専用教育用ホームページを立ち上げ、自由な学習時間を設定できるようにする。

## 第5 おわりに

地域に根ざす消防団員は、首都直下地震や三連動地震の発生が危惧されている現状において、震災、水災、火災等の大規模災害発生時の減災に向けた地域の防災リーダーとして、初期段階の各活動を通じて、地域住民にとって必要不可欠な存在である。

このような中で、消防団への入団促進と活動力強化は、消防団員自身の士気と活動意欲の高揚を図るとともに、その組織力を更に高めることができ、ひいては区内の安全・安心に大きく寄与できるものである。

新宿区消防団を更に充実強化するため、消防署や新宿区をはじめとする各行政機関や関係機関と緊密な連携を図りながら、今回検討した方策の具現化を強く提言するものである。